

北海道開発局のインターネット回線接続
(令和 9 年度～令和 13 年度) (単価契約)
実施要項 (案)

令和 8 年 4 月

国土交通省北海道開発局

目 次

1. 趣旨	1
2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項	2
2.1 本役務の詳細な内容	
2.2 確保されるべき対象公共サービスの質	
2.3 請負費の支払方法	
2.4 費用負担等に関するその他の留意事項	
3. 実施期間に関する事項	11
4. 入札参加資格に関する事項	11
5. 入札に参加する者の募集に関する事項	13
6. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項	15
7. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項	17
8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、使用させることのできる国有財産に関する事項	17
9. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項	17
10. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項	22
11. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項	22
12. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項	22

北海道開発局のインターネット回線接続（令和 9 年度～令和 13 年度）（単価契約） 民間競争入札実施要項

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

上記を踏まえ、国土交通省北海道開発局は、公共サービス改革基本方針（令和 7 年 6 月 24 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された「北海道開発局のインターネット回線接続（令和 9 年度～令和 13 年度）（単価契約）」（以下「本役務」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質に関する事項

2.1 本役務の詳細な内容

(1) 役務概要

本役務は、北海道開発局の職員がインターネットに接続し、業務遂行上必要となる情報の提供及び収集、並びに各種サービスの利用を可能とするため、Web アプリケーションファイアウォール (WAF) サービスやセキュリティ運用サービスなどを含むインターネット回線等の利用契約を行うものである。

(2) 役務の提供場所

- 1) 北海道開発局 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第一合同庁舎（以下「本局」という。）
- 2) 北海道開発局 旭川開発建設部 北海道旭川市宮前 1 条 3 丁目 3 番 1 5 号 旭川地方合同庁舎（以下「旭川開発建設部」という。）

(3) 接続期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 60 ヶ月間とする。

(4) 役務の内容

本役務は、以下に掲げる内容を行うものである。

1) 初期作業

インターネット回線や各種サービス利用に必要な以下の作業について、接続期間開始前までに行うこと。ただし、作業手順及び内容について、事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得ること。

- ア インターネット回線引込作業
- イ 回線終端装置及びルータ設置、配線、接続作業
- ウ インターネット回線ルータのネットワーク設計及び設定
- エ インターネット回線通信試験
- オ DNS サービス初期設定作業
- カ DNS 付加サービス (LB, Failover) 初期設定作業
- キ メールセキュアサービス初期設定作業
- ク WAF サービス初期設定作業
- ケ セキュリティ運用サービスの初期設定作業
- コ その他、初期設定に必要な作業

2) インターネット回線引込作業

インターネット回線引込作業は、民間事業者もしくは民間事業者が指名する主任技術者の指揮監督により行うこと。

本契約を請け負う民間事業者は、道路占用申請等を含めた必要な手続きと配線作業一切を行い、接続期間開始前までに完了させること。また、配線に必要な各種材料は、本契約を請け負う民間事業者の負担において準備すること。

3) インターネット回線接続内容

ア インターネット回線

(ア) 回線条件

- ・インターネット回線は、24 時間 365 日利用可能であること。
- ・接続回線は、発注者のネットワークと ISP のアクセスポイントとの間を、専用回線を用い本局及び旭川開発建設部に各 1 回線用意すること。なお、本局と旭川開発建設部は異なる回線事業者の専用回線を用いること。
- ・インターネット接続点までは、他の利用者とインターネット接続を共用したり回線事業者の中継局以外を経由してインターネットと接続をしないこと。
- ・発注者との接続回線は、1000BASE-T イーサネットとし、上り・下りともに 1Gbps の通信帯域を確保し、同時に送受信可能な回線とすること。なお、当該回線は発注者が占有するものとし、他の利用者との収束は行わないこと。
- ・バックボーンにおけるパケット往復に要する遅延時間を、月平均 50ms 以下とすること。
- ・バックボーンとの接続点において、不正な送信元からのパケット流入を防止すること。
- ・障害を検知後、30 分以内に発注者が指定する連絡先に通知すること。

(イ) グローバル IP アドレス

- ・グローバル IP アドレスは、本局及び旭川開発建設部の各回線に行政系 16 アドレス以上と防災系 64 アドレス以上を確保し、IP アドレス取得に関する JPNIC への申請手続きを行うこと。
- ・現在本局及び旭川開発建設部に割り当てされている既存 IP アドレスが変更になることが判明した場合は、あらかじめ発注者へ報告し、既存の IP アドレス変更に伴う登録作業は民間事業者が実施すること。
- ・契約期間中に IPv6 への対応が必要となった場合は、監督職員の指示に従い対応することとし、利用形態は発注者のネットワーク構成に合わせて、以下の選択が可能であること。
 - ①IPv4/IPv6 デュアルスタック接続 (IPv4、IPv6 併用)
 - ②IPv6 ネイティブ接続 (IPv6 のみ)

(ウ) 回線終端装置

- ・回線終端装置はレンタル形式で本局及び旭川開発建設部に提供すること。
- ・使用する電源は発注者が用意する AC100V を利用することとし、既設ラック内に設置すること。

(エ) インターネット接続用ルータ

- ・インターネット接続用ルータをレンタル形式で本局及び旭川開発建設部に提供すること。
- ・使用する電源は発注者が用意する AC100V を利用することとし、既設ラック内に設置すること。
- ・インターネット接続用ルータは BGP や OSPF 等のダイナミックルーティング

機能に対応可能なものであること。

- ・インターネット接続用ルータは「上記(イ)」の行政系、防災系を接続する物理ポートを持つこと。なお、ルータにポートが不足する場合は L2SW を追加して良いものとする。
- ・「行政系のみ」、「防災系のみ」及び「行政系と防災系の合計」それぞれで 1,000Mbps 以上のスループットを持つこと。
- ・導入後、発注者のネットワーク構成変更により、インターネット接続用ルータの設定変更を行う必要が生じた場合は、民間事業者において対応すること。

(オ) 運用

- ・インターネット回線利用状況のトラフィックグラフを、Web ブラウザで確認可能なこと。また、任意期間のトラフィックデータを数値化した CSV ファイル等を出力可能なこと。

イ DNS サービス

(ア) 要件

- ・民間事業者が管理するサーバにおいて、その機能を提供すること。
- ・DNS レコードのキャッシュ時間 (TTL) は 10 分程度に設定できること。

(イ) 仕様

- ・専用の管理画面を用意し、Web ブラウザから DNS 情報の設定変更が行えること。
- ・電子データの秘匿性を守るため、専用の管理画面は、HTTPS による暗号化通信を行うこと。
- ・発注者が指定するドメインを登録し、運用可能であること。なお、サービス導入時における初期設定は、民間事業者が実施すること。
- ・ドメインについては、以下のドメイン及び受注者が割り当てたグローバル IP アドレスの逆引きを運用対象とする。
 - ① hkd.mlit.go.jp (行政系)
 - ② hdb.hkd.mlit.go.jp (防災系)
- ・登録する FQDN は、行政系 2 と防災系 16 である。
- ・DNS サービスは、DNSSEC に対応すること。

ウ DNS 付加サービス

(ア) 要件

- ・民間事業者が管理するサーバにおいて、その機能を提供すること。
- ・対象ドメインにおいて、本局及び旭川開発建設部サーバの死活監視を含めて LB (負荷分散) 機能や Failover (自動切替) 機能を提供すること。

(イ) 仕様

- ・発注者が指定する以下の FQDN を登録し、運用可能であること。
 - ① www.hkd.mlit.go.jp (行政系)
 - ② info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp (防災系)
 - ③ michipat.hdb.hkd.mlit.go.jp (防災系)

④ info-dam.hdb.hkd.mlit.go.jp (防災系)

- ・必要に応じて FQDN の追加登録ができるようにすること。
なお、追加登録する場合は事前に発注者から協議する。
- ・導入時における初期設定内容は、本局の Web サーバ（1 個の IP アドレス）へのアクセスに障害が発生した際に旭川開発建設部の WEB サーバ（1 個の IP アドレス）に対して自動的に切り替えが行われるようにすること。なお、サービス導入時における初期設定は、民間事業者が実施すること。
- ・専用の管理画面を用意し、Web ブラウザから操作履歴や稼働状況及び設定変更が行えること。
- ・死活監視により障害を検出し、切り替えが発生した際には、発注者に対して電子メール等による通知を行うこと。
- ・協議により費用変更が生じる場合は設計変更の対象とする。

エ メールセキュアサービス

(ア) 要件

- ・発注者が指定する 80 個のアカウントを登録し運用できること。
- ・迷惑メールフィルタ機能を提供すること。
- ・メールに含まれるウイルスチェック機能を提供すること。
- ・ホワイトリスト登録機能、ブラックリスト登録機能を提供すること。
- ・送信ドメイン認証機能に対応していること。

(イ) 仕様

- ・導入時におけるアカウントの初期設定は民間事業者が行うこと。また、アカウントは必要に応じて変更や追加登録ができること。追加登録を実施するにあたり費用変動がある場合は別途協議とする。
- ・迷惑メールフィルタ機能により、受信する電子メールを判別すること。判別基準については民間事業者により迷惑メール送信元リスト等を日々更新し、常に最新の状態を保ち、効果的に機能を発揮させること。
- ・ウイルスチェック機能により、送信メール及び受信メールのウイルスチェックを実施、メールに含まれるウイルスを検知、駆除できること。ウイルスパターンファイルは常時最新の状態に保つこと。
- ・ホワイトリスト、ブラックリストは 500 件以上登録可能であること。導入時における初期設定は民間事業者が行うこと。
- ・導入時における送信ドメイン認証機能の初期設定は DNS 設定も含め民間事業者が行うこと。

オ Web アプリケーションファイアウォールサービス

(ア) 要件

- ・発注者が指定する FQDN で運用ができること。
- ・サービス利用帯域は、行政系 100Mbps, 防災系 200Mbps 以上の帯域を確保すること。

- ・以下の Web アプリケーションに対する攻撃を常時検出し、防御すること。
 - ①SQL インジェクション
 - ②OS コマンドインジェクション
 - ③ディレクトリトラバーサル
 - ④クロスサイトスクリプティング
 - ⑤総当たりによる不正ログイン
 - ⑥ドライブバイダウンロード攻撃等のマルウェア対策
 - ⑦DoS 攻撃
- ・防御ログの取得が可能であること。
- ・IP ベースのブラックリスト登録が可能であること。
- ・IP ベースで WAF を迂回するホワイトリスト登録が可能であること。
- ・SSL 通信に対応し、必要な証明書の発行及び運用管理と併せて契約期間中途切れなくサービスの提供が可能であること。
- ・発注者のサーバ異常を検出し、通知可能であること。

(イ) 仕様

- ・FQDN は行政系 2 個、防災系 16 個を登録できること。初期登録は民間事業者が行うこと。また、必要に応じて追加登録できること。追加登録にあたり費用変動がある場合は別途協議とする。
- ・サービス利用帯域は必要に応じて月単位で増強できること。増強にあたり費用変動がある場合は別途協議とする。
- ・Web アプリケーションに対する攻撃を日々分析し、最新の攻撃しきい値やシグニチャを提供すること。
- ・防御ログは 3 ヶ月以上保存され、後日のダウンロードが可能であること。
- ・ブラックリストは発注者の操作により登録が可能で、CIDR 形式等レンジでの設定が可能であること。登録件数は 1,000 件以上であること。
- ・WAF を迂回するホワイトリストはペネトレーションテストなど発注者の操作により登録が可能で、CIDR 形式等レンジでの設定が可能であること。登録件数は 10 件以上であること。
- ・WAF が取り扱う SSL 通信については下記 FQDN にて SSL 通信を可能とし、民間事業者により初期設定まで行うこと。また、SSL 通信をする FQDN は必要に応じて変更や追加登録ができること。なお、追加登録を実施するにあたり費用変動がある場合は別途協議とする。
 - ① hkd.mlit.go.jp(行政系)
 - ② koukan-jv.hkd.mlit.go.jp(行政系)
 - ③ info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp(防災系)
 - ④ d-time.hdb.hkd.mlit.go.jp(防災系)
- ・WAF での SSL 再暗号化は、対グローバルでは必ず実施する必要があるが本局及び旭川開発建設部サーバ向けについては、平文での通信を選択可能であること。

WAF へのサーバ証明書適用は民間事業者が行うこと。

- ・ WAF から本局及び旭川開発建設部のサーバを監視して、異常が発生した場合は速やかに電話又はメールにて発注者に通知すること。

カ セキュリティ運用サービス

(ア) 要件

- ・ 24 時間 365 日、常時複数名によるログ分析を実施すること。
- ・ 分析対象は、ファイアウォール 2 台 (ログ量: ピーク時 約 100 行/秒) とする。
- ・ 分析は日本国内の拠点で行い、再委託はしないこと。
- ・ 発注者の装置から LEEF 形式のログを受け付ける仕組みを民間事業者により構築すること。
- ・ ログは直接拠点に転送せず、容易に復元できないよう加工してから転送すること。なお、拠点へのログ転送は発注者の通信とするので、上記「インターネット回線」に記載の「他の利用者」には該当しないものとして良い。

(イ) 仕様

- ・ セキュリティ監視に係る作業は、民間事業者が運営する SOC を利用すること。
- ・ 民間事業者において常に最新の脅威情報 (ネットワーク攻撃情報、マルウェア情報、脆弱性情報、標的型メール、スパムメール、なりすまし情報等) を世界各地から収集する仕組み及び体制を有していること。
- ・ 本局及び旭川開発建設部のサーバへの侵入・内部活動が行われ、緊急対応が必要なセキュリティインシデントを検出した場合、確認されてから 15 分以内に電話又はメールにて発注者が指定した連絡先に日本語により報告すること。
- ・ 1 ヶ月間のセキュリティインシデントのサマリーを記載した月次レポートを作成し、月次業務報告書として提出すること。6 ヶ月毎に対面による報告を実施すること。
- ・ 検出されたセキュリティインシデント及びログの詳細確認用の管理ポータルサイトを用意すること。管理ポータルサイトは日本語による表示が可能であること。
- ・ 以下の分析が可能であること。
 - ① 特定の IP アドレス、TCP/UDP ポート、マルウェア検出名による複数のログを跨った相関分析ができること。
 - ② 最新の脅威情報 (危険度の高い IP アドレス、ドメイン、URL 及びマルウェア情報を含む) をログと照合し、インシデントを検出できること。
 - ③ 偵察活動や脆弱性スキャンなどの攻撃の予兆となる行為についても検出できること。
 - ④ インシデントは、全て分析担当者 (アナリスト) が確認し、影響範囲、緊急度、誤検知の可能性などを総合的に判断し、重大度の分類を行うこと。また、特定のセキュリティ機器のアラートだけではなく、各監視機器での当該通信についても分析し、影響や緊急度の根拠を示せること。

キ 保守及び製品保証

(ア) 保守

接続期間内に障害が発生した場合は、以下のとおり修理等を行うこと。なお、本局及び旭川開発建設部において、作業を行う場合は、作業手順等について事前に監督職員へ確認すること。

- ① 回線、各種サービス及び民間事業者が本局及び旭川開発建設部内に設置する機器は、24 時間 365 日体制で監視するものとし、障害受付、復旧作業についても 24 時間 365 日体制で対応すること。
- ② 障害発生時には速やかに復旧作業を行い、正常な状態に修復すること。
- ③ 障害発生時の作業を行った場合は、その都度、回線及び機器の状況又は障害の原因、作業内容等を記載した報告書を作成し、監督職員に提出すること。
- ④ 切り替え作業等により回線及び各種サービスを停止しなければならない場合は、事前に監督職員の承諾を得た上で作業を行うこと。
- ⑤ セキュリティ運用サービスについては、年間を通じて 99.9%以上の稼働率であること。
- ⑥ インターネット回線については、1 回の故障について、発生から 30 分以内に復旧させること。
- ⑦ DNS サービスについては、DNS リゾルバ(キャッシュ DNS)からリクエストを受け付ける DNS サーバの稼働率は 100%であること。
- ⑧ 上記⑥⑦については努力目標とするので、遵守するように努めること。

(イ) 製品保証

SLA については(別紙―1)に示す基準を満たすものとし、民間事業者が本局及び旭川開発建設部内に設置する機器及び配線は、以下の場合を除き、故障や断線等の障害に対する保守を行うこと。

- ① 地震等の天災の場合
- ② 発注者が機器を転倒させる等、発注者側の過失が明らかな場合
- ③ 他の危機に起因する火災等の場合

2.2 確保されるべき対象公共サービスの質

本役務の実施に当たり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

2.2.1 役務において達成すべき質

上記「2.1 (4) 3) キ 保守及び製品保証」による。

2.2.2 役務において確保すべき水準

次に整理する要求水準を確保すること。なお、各役務における現行基準は、従来の実施方法として下記 7. で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、改善提案を行うことができる。

(1) 主任技術者

- 1) 民間事業者は初期作業の間、役務における主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。
- 2) 主任技術者は、契約図書等に基づき、役務の技術上の管理を行うものとする。
- 3) 主任技術者は、役務の履行に当たり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有するものとする。
- 4) 主任技術者は、監督職員が指示する関連のある役務の民間事業者と十分に協議の上、相互に協力し、役務を実施しなければならない。
- 5) 民間事業者又は主任技術者は、役務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、民間事業者の行うべき地元関係者に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、役務が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
- 6) 主任技術者は、原則として変更できない。ただし、死亡、傷病、退職、出産、育児、介護等やむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者資格及び役務経験を有するものとし、民間事業者は発注者の承諾を得なければならない。

(2) 作業計画書

- 1) 民間事業者は、初期作業着手前までに作業計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 2) 作業計画書には、下記事項を記載するものとする。

ア 本件概要

イ インターネット回線構成図（バックボーン構成、本局及び旭川開発建設部とISP-APとの接続詳細）

ウ 回線終端装置及びルータの仕様

エ 回線終端装置及びルータに関する配線図、ラック搭載図

オ 初期作業内容、手順及び工程

カ 各種サービス初期設定情報

キ 主任技術者

ク 保守体制

ケ 情報セキュリティ確保に関する体制

- 3) 民間事業者は、作業計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえで、その都度監督職員に変更作業計画書を提出しなければならない。
- 4) 監督職員が特に指示した事項については、民間事業者はさらに詳細な作業計画にかかる資料を提出しなければならない。

2.2.3 成果物について

役務の成果物は、次のとおりとする。なお、成果物の提出部数については、電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部とする。

- (1) 取扱説明書等（インターネット回線利用状況トラフィックデータの情報取得方法、回線終端装置及びルータの取扱説明書、プライマリ、セカンダリDNSサービス設定・利用手順書）

- (2) 打合せ簿（本件履行の過程で監督職員と打ち合わせした事項について、任意様式で作成）
- (3) 作業報告書（障害発生時に保守作業を行った場合はその都度、機器の状況又は障害の原因、作業内容等を記載したもので、監督職員から指示のあった様式）
- (4) 毎月のトラフィック量に関する報告書（毎月の平均、最大トラフィック量、故障発生時間（回線停止時間）等の報告。報告様式は監督職員との協議により決定するが、Web上で確認可能な場合は監督職員に確認手順がわかる資料を提出すること。）
- (5) 毎月の迷惑メール量に関する報告書（報告様式は監督職員との協議により決定するが、Web上で確認可能な場合は監督職員に確認手順がわかる資料を提出すること。）
- (6) 月次業務報告書（1ヶ月間のセキュリティインシデントのサマリーを記載したものを作成し、6ヶ月毎に対面による報告を実施すること。）

2.3 請負費の支払方法

民間事業者は、月額費用は当月分の履行が終了後、発注者に対し契約代金を請求することができる。なお、初期作業費用は接続開始月の履行終了後、月額費用と合わせて、発注者に対し契約代金を請求することができる。

発注者は、役務終了の通知または月額費用の請求を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を完了し、当該検査の結果を民間事業者へ通知しなければならない。当該検査に合格し、民間事業者から適正な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内とする。

2.4 費用負担等に関するその他の留意事項

- (1) 本役務を処理するに当たっては、民間事業者が使用する物品、消耗品等について、民間事業者の負担と責任において確保しなければならない。
- (2) 本役務を処理するに当たっては、民間事業者が次のソフトウェアを有し、かつ、該当ソフトウェアを用いた処理が可能でなければならない。

Microsoft Excel2021以降

- (3) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により事業者が生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には発注者が負担し、それ以外の法令変更については民間事業者が負担する。

- ① 本役務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ② 消費税その他類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- ③ 上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

3. 実施期間に関する事項

本役務の実施期間は、以下のとおり予定している。

令和9年4月1日～令和14年3月31日

4. 入札参加資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、A,B又はC等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）

ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ 許可決定等に伴い定款、役員等に変更があった場合は、それを証明する書類及び競争参加資格審査申請書変更届（鮮明であれば写しでも可）

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

なお、競争参加資格を有しない者は、速やかに資格審査申請を行い、競争参加資格を得ること。

資格審査に関する問合せ先

〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

電話 011-709-2311 内線 5833

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の書類を提出している者を除く。）でないこと。

(4) 申請書等の受付期限から開札までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）又は「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」（昭和60年4月1日北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(5) 電子調達システムを利用する者にあつては、ICカードを取得していること。

(6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 電子調達システムから入札説明書等を直接ダウンロードした者であること、又は支出負担行為担当官から入札説明書等の交付を受けた者であること。

(8) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。（納税証明書（直近のもの）を提出すること。）

(9) 労働保険、厚生年金保険等の適用を受けている場合、保険料等の滞納がないこと。（社会保険料納入確認書等（直近のもの）を提出すること。）

(10) 電気通信事業者として、電気通信事業法第9条に定める登録又は同法第16条第1項に定める届出を行っている者であること。

(11) 競争に参加する者の義務等

ア この競争に参加を希望する者は、競争参加資格審査申請書（様式一2）及び下記に掲げる競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、事前に確認を受けなければならない。

（ア）令和07・08・09年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、A、B又はCの等級に格付けされ北海道地域の競争参加資格を有する者であることを証明する書類（資格審査結果通知書の写し）。

なお、競争参加資格を申請中の者は、資格審査申請書の写しを提出するものとし、後日、資格審査結果通知書の写しを提出すること。ただし、開札の時までに資格審査結果通知書の写しが提出されない場合は、当該者の行った入札は無効とする。

（イ）上記（10）の資格を有することを証明する書類（登録証の写し等）。

イ 申請書等は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合及び事前に発注者に紙入札方式参加願を提出している場合は、持参又は郵送等によりすることができる（電子メールによる提出は認めない）。

（ア）受付期間

令和8年10月27日（火）から令和8年11月27日（金）12時00分まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

（イ）提出方法

申請書等の合計ファイルの容量が10MBを越える場合には、必要書類の一式を持参又は郵送等により提出することとし、電子調達システムとの分割提出は認めない。また、持参又は郵送等による提出の場合にあっては、電子調達システムにより、次の内容を記載した書面を送付すること。

- ① 持参又は郵送等により提出する旨の表示
- ② 持参又は郵送等により提出する書類の目録
- ③ 持参又は郵送等により提出する書類の枚数
- ④ 持参又は発送年月日

なお、持参又は郵送等による提出場所は4（2）に同じ。

（ウ）ファイル形式

① 申請書等のファイル形式は、以下のいずれかの形式によることとし、合計ファイルの容量は10MB以内とする。

- ・W o r d 2 0 1 3形式以降
- ・E x c e l 2 0 1 3形式以降
- ・P D F形式
- ・J P E G形式
- ・G I F形式

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時には使用しないこ

と。

- ② ファイルが複数となる場合は、圧縮により 1 ファイルとすること。ファイルの圧縮を行う場合は、以下のいずれかの形式によること。ただし、自己解凍方式にはしないこと。

- ・ L Z H 形式
- ・ Z I P 形式

- ③ ウイルスチェックソフトを常に最新のデータに更新（アップデート）し、提出前にあらかじめウイルスチェックを行うこと。なお、完全なウイルス駆除が行えない場合は、郵送等により提出すること。

（エ）その他

- ① 申請書等の作成及び提出並びに入札に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 発注者は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書等は返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書等の差替え及び再提出は認めない。

ウ 入札参加希望者は入札日までの間において、提出された書類に関し、発注者から説明及び協議を求められた場合には、これに応ずる義務を有するものとする。

エ 審査の結果、発注者の示している競争参加資格に合致しない者は、入札に参加することができない。審査結果については、令和 8 年 12 月 8 日（火）までに電子調達システムで通知する。

なお、紙入札方式で参加する者には、書面により通知する。

オ 予決令第 85 条の調査基準価格を下回る入札を行った者は、発注者の行う調査に協力すること。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

（1）基本事項

- 1) 本役務は、単価契約であり、入札は、月額単価に接続月数を乗じ、初期費用を含めた金額の合計とする総価金額と、価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式である。
- 2) 本役務は競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システムで行う対象役務である。ただし、以下の点に留意すること。

- ・ 電子調達システムによる手続きは、同じ I C カードにて手続きを行うこと。
ただし、使用していた I C カードについて、I C カード発行機関の I C カードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合においては、発注者の承諾を得た場合に限り、当該入札に関して入札権限のある他の I C カードに変更することができる。

- ・当初より、電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
- ・電子調達システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、入札手続全体に影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
- ・なお、入札公告において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て発注者の承諾を前提として行われるものである。

3) 入札金額は、本役務に要する一切の経費の 110 分の 100 に相当する金額とすること。

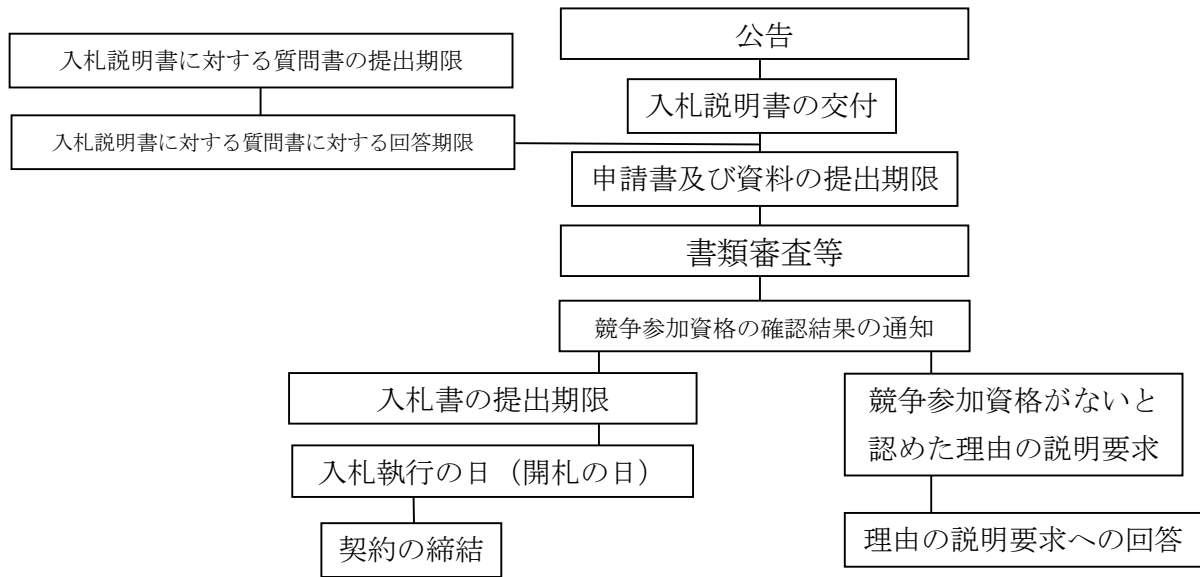
(2) 申請書類の内容

- ・競争参加資格確認申請書（別紙―2、様式2）
- ・令和 07・08・09 年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」において、A,B 又は C 等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であることを証明する書類（資格審査結果通知書の写し）
- ・上記 4（10）の資格を有することを証明する書類（登録証の写し等）
- ・紙入札方式参加願（別紙―2 様式 1）※電子調達システムにより難しい場合
- ・紙契約方式手続願（別紙―2 様式 3）※電子調達システムにより難しい場合又は電子入札で参加し紙契約を希望する場合

(3) 入札の実施手続及びスケジュール

- | | |
|-------------------|-------------------------------|
| 1) 公告 | : 令和 8 年 10 月下旬～令和 8 年 11 月下旬 |
| 2) 入札説明書の交付 | : 令和 8 年 10 月下旬～令和 8 年 11 月下旬 |
| 3) 申請書の受付期限 | : 令和 8 年 11 月下旬 |
| 4) 書類審査等 | : 令和 8 年 11 月下旬～令和 8 年 12 月上旬 |
| 5) 競争参加資格の確認結果の通知 | : 令和 8 年 12 月上旬 |
| 6) 入札書の受付期限 | : 令和 8 年 12 月下旬 |
| 7) 入札 | : 令和 8 年 12 月下旬 |
| 8) 開札 | : 令和 8 年 12 月下旬 |
| 9) 落札者の決定 | : 令和 8 年 12 月下旬～令和 9 年 1 月下旬 |
| 10) 契約締結 | : 令和 9 年 1 月下旬以降 |

入札の実施手続フロー図



（４）開札（紙入札方式による参加者がいる場合）に当たっての留意事項

- １）開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ２）入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはいない。
- ３）入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（所定のものがあれば別紙添付）を提示又は提出しなければならない。
- ４）入札者又はその代理人は、入札中は、契約担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

６．対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

（１）評価方法

民間事業者の決定は、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により行うものとする。なお、技術評価にあたっては、入札プロセスの中立性、公正性等を確保するため、当局の総合評価審査委員会の意見を聴取するものとする。総合評価は、別紙－３「総合評価落札方式 評価項目、評価点及び評価基準一覧」に基づき行う。基礎点は、必須項目の大項目「１．入札価格」、中項目「②基礎点」に示す評価基準を満たす場合、100点を付与する。次に、必須項目以外の項目について、各評価基準に応じて加算点（満点37点）を付与する。評価点は、基礎点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格を 10^8 で除した数値で除して算出する。

評価点は、次式により算出するものとする。

$$\text{評価点} = (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div (\text{入札価格} \div 10^8)$$

(2) 決定方法

(1) で算出した評価点が最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、評価点が最も高い者を落札者とすることがある。

なお、開札時には、落札予定者を決定するものとし、落札決定及び契約の締結については、令和9年度開始日に、令和9年度予算の成立を条件として行う。このため、落札予定者決定後、本役務の履行に必要な所要の準備を進めること。

(3) 低入札価格に関する調査

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る入札があった場合は、当該入札を「保留」とし、予決令第86条に基づき、入札者に対し事情聴取等の調査を行う。

なお、当該調査に応じない者の入札は無効とし、原則として指名停止等の措置を講ずるものとする。

(4) 同評価点入札における落札者の決定方法

落札者となるべき同評価点の入札が二者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(5) 入札結果の公表

本役務の入札過程の透明性を確保するため、落札者決定後、落札者名、入札金額等について公表するものとする。

(6) 落札決定の取消し等

落札者が、契約締結までの間において、入札参加資格の要件を満たさなくなった場合又は不正行為等が認められた場合には、当該落札決定を取り消すことがある。この場合においては、評価点が次に高い者を落札者とするができるものとする。

(7) 落札者が決定しなかった場合の措置

初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目を全て満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合には、原則として、入札条件を見直した後、再度公告を行う。なお、再度の入札によっても落札者となるべき者が決定しない場合又は本業務の実施に必要な期間が確保

できないなどやむを得ない場合には、自ら実施することなどとし、その理由を監理委員会に報告するとともに公表するものとする。

7. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

(別紙—4)「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおりとする。

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、使用させることができる国有財産に関する事項

(1) 光熱費

民間事業者が本役務を実施するために設置した機器に係る電気等の使用は、無償とする。ただし、民間事業者は節電に十分心がけるものとする。

(2) 使用制限

民間事業者は本役務の実施以外の目的で、発注者の国有財産を使用してはならない。

(3) 使用設備

民間事業者が本役務を実施するために準備した機器を設置するためのラックは、発注者において用意するものとし使用は無償とする。なお、退去時は民間事業者が現状復旧するものとする。

9. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により民間事業者が講ずべき措置に関する事項

(1) 指示について

発注者の発議により発注者が民間事業者に対して、役務に関する方針、準備、計画等を示し、実施させることをいう。

(2) 検査・監督体制

検査・監督については、発注者を取り交わす契約書に基づき実施し、体制においては次のとおり行うものとする。

1) 監督職員：発注者の指定する職員

ア 役務の履行についての民間事業者又は民間事業者の管理責任者に対する指示、承諾又は協議

イ 契約書及び設計図書の記載内容に関する民間事業者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

ウ 役務の進捗状況の確認及び履行状況の監督

2) 検査職員：発注者又は発注者の指定する職員

監督職員が成果品を受領したときは、その日から起算して10日以内に検査を実施

(3) 秘密の保持等について

- 1) 発注者及び民間事業者は、本役務の履行を通じて知り得た秘密を外部に漏らし、又は、外の目的に利用してはならない。
- 2) 民間事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、当該役務契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3) 民間事業者は、当該役務契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。当該役務契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 4) 民間事業者は、当該役務契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。
- 5) 民間事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、当該役務契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 6) 民間事業者は、発注者の指示又は承諾がある時を除き、当該役務契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 7) 民間事業者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、当該役務契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取扱を伴う事務を再委託してはならない。
- 8) 民間事業者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 9) 民間事業者は、当該役務契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は民間事業者が集約し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を事務処理等作業終了後報告書とともに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。
- 10) 発注者は、民間事業者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、民間事業者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。
- 11) 民間事業者は、当該役務契約による事務にかかる個人情報の管理に関する責任

者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

- 12) 民間事業者は、従事者に対し、在職中及び退職後においても当該役務契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(4) 再委託の取扱い

- 1) 民間事業者は、役務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2) 「主たる部分」とは、役務履行にあたり総合的な企画の管理、手法の決定、技術的判断、安全管理等及び協議、Webアプリケーションファイアウォールサービスでの異常を検出した場合の通知やセキュリティ運用サービスに係る役務、保守上において障害が発生した場合の障害受付及び報告、作業計画書・取扱説明書等・打合せ簿・作業報告書等、その他監督職員から指示に基づく書類の提出、情報セキュリティを確保するための体制の整備及び情報セキュリティが侵害された場合や情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処、情報セキュリティ対策の履行状況の確認をいう。
- 3) 民間事業者は、上記2)に規定する役務以外の再委託に当たっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4) 民間事業者は、役務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し役務の実施について適切な指導、管理のもと役務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の有資格者である場合は、国土交通省北海道開発局長による指名停止期間中であってはならない。

(5) 契約の変更及び解除

1) 契約内容の変更

発注者は、必要があるときは、設計図書又は役務に関する指示（以下「設計図書等」という。）の変更内容を民間事業者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、契約期間若しくは契約単価を変更し、又は民間事業者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2) 権利義務の譲渡

民間事業者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りでない。

3) 契約の解除

ア 発注者の催告による契約解除権

発注者は民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定

めてその履行の催促をし、その期間内に履行がないときはこの契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りでない。

(ア) 発注者の承諾を得た請負代金債権の譲渡により得た資金の使途を疎明する書類を発注者に提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

(イ) 正当な理由なく、役務に着手すべき期日を過ぎても役務に着手しないとき。

(ウ) 履行期間内に役務が完了しないと明らかに認められるとき。

(エ) 主任技術者を配置しなかったとき。

(オ) 正当な理由なく、契約不適合による履行の追完がなされないとき。

(カ) (ア)～(オ)に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

イ 発注者の催告によらない契約解除権

発注者は、民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。

(ア) 発注者の承諾を得ず、請負代金債権を譲渡したとき。

(イ) 発注者の承諾を得た請負代金債権の譲渡により得た資金を当該役務の完了以外に使用したとき。

(ウ) この役務を完了させることができないことが明らかであるとき。

(エ) 民間事業者がこの役務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(オ) 民間事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は民間事業者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

(カ) 役務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、民間事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。

(キ) 前各号に掲げる場合のほか、民間事業者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(ク) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この条において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(ケ) ウ及びエに規定する事由によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(コ) 民間事業者が次のいずれかに該当するとき。

a 役員等（民間事業者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に

関与している者を、民間事業者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

- b 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- c 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- d 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- e 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- f 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が a から e までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- g 民間事業者が、a から e までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（f に該当する場合を除く。）に、発注者が民間事業者に対して当該契約の解除を求め、民間事業者がこれに従わなかったとき。

ウ 民間事業者の催告による契約解除権

民間事業者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解約することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

エ 民間事業者の催告によらない契約解除権

（ア）民間事業者は、発注者が必要と認めて設計図書を変更したことにより、予定金額が3分の2以上減少したときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（イ）台風、豪雨、積雪、暴風、洪水、地震、落雷、高潮、津波、地すべり、落盤等その他の天災であって、民間事業者の責めに帰することができない場合の役務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるときは6月）を超えたとき。ただし、中止が役務の一部を除いた他の部分の役務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないときは、直ちにこの契約を解除することができる。

10. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を

加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により民間事業者が負うべき責任（国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任ずる場合における求償に応ずる責任を含む。）に関する事項

本役務を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- （１）発注者が国家賠償法（昭和 22 年法律 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、発注者は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について発注者の責めに帰すべき理由が存する場合は、発注者が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- （２）民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について発注者の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は発注者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

11. 対象公共サービスに係る法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

（１）調査項目

2.2 により設定した事項とする。

（２）調査方法

発注者は、民間事業者が実施した役務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況の調査を行うものとする。なお、方法については 2. 1. （４）. 3）キ「（ア）保守」③に示す報告書により実施するものとする。

（３）実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期（令和 12 年 4 月頃）を踏まえ、令和 12 年 3 月末における状況を調査するものとする。

12. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

（１）引継ぎ事項

本役務においては、引継ぎ事項は発生しない。DNS 設定に必要な既設情報については、発注者から受注者に提供するものとし、また、受注者において他の設定情報等が必要となる場合には、発注者と協議の上対応するものとする。

なお、受注者は DNS 設定に必要な情報について引継ぎを行う必要はなく、引継ぎに要する費用は発生しない。

（２）対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

民間事業者の実施状況については、発注者において年度毎に取りまとめて監理委

員会へ報告するとともに公表することとする。

また、発注者は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、役務終了後に監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び法第 27 条に基づく報告聴取、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(3) 役務発注担当部署の監督体制

1) 本役務に係る監督は、支出負担行為担当官が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

2) 本役務の実施状況に係る監督は、上記 9 により行う。

(4) 民間事業者が負う可能性のある主な責務等

1) 罰則等

①法第 25 条第 1 項の規定に違反して、法第 24 条の公共サービスの実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、法第 54 条の規定により、一年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処されることとなる。

②次のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により 30 万円以下の罰金に処されることとなる。

- ・法第 26 条第 1 項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第 26 条第 1 項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

- ・正当な理由なく、法第 27 条第 1 項による指示に違反した者

③法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の役務に関し、上記①の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記①の刑を科されることとなる。

2) 会計検査について

民間事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法（昭和 22 年 4 月 19 日法律第 73 号）第 22 条に該当するとき、又は同法第 23 条第 1 項第 7 号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は役務発注担当部署を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

(5) 履行終了後の撤去作業等について

履行期間が終了したとき、又はこの契約が解除されたときは、発注者と協議のうえ速やかに撤去し現状回復しなければならない。

北海道開発局のインターネット回線接続
(令和 9 年度～令和 13 年度) (単価契約)
実施要項 (案)

別紙 資料

令和 8 年 4 月

国土交通省北海道開発局

別紙ー 1. SLA について

SLA については下記の基準を満たしているものとする。
なお、料金は回線帯域や SLA に応じて単価が設定され公開されており、誰でも参照可能なこと。

サービスレベル項目	条件	備考
インターネット回線のサービス稼働率	料金月単位で 99.9% 以上	計画停止除く
ネットワーク遅延	料金月単位で 50ms 以下	
SLA を満たさない場合の補償の定義	有	

※SLA の測定は民間事業者において行うものとし、測定方法は発注者と協議して行う。

補償の定義は以下の例の通りであり、具体的には監督員と協議して決める。

30 分超 60 分以内	基本料金の〇〇/〇〇
60 分超 12 時間以内	基本料金の〇〇/〇〇
12 時間超 24 時間以内	基本料金の〇〇/〇〇
24 時間超 3 日以内	基本料金の〇〇/〇〇
3 日超 7 日以内	基本料金の〇〇/〇〇
7 日超 14 日以内	基本料金の〇〇/〇〇
14 日超	基本料金の〇〇/〇〇

別紙ー 2. 各申請書類の様式例

(様式 1) ※紙入札で参加の場合のみ提出のこと

紙 入 札 方 式 参 加 願

1. 発注件名

北海道開発局インターネット回線接続（令和9年度～令和13年度）（単価契約）

上記の案件は、電子調達システムを利用しての参加ができないため紙入札方式での参加をいたします。

令和 年 月 日

資格審査登録番号（資格審査結果通知書の業者コード）

企業名称

企業郵便番号

企業住所

代表者氏名

代表者役職

電子くじ番号

連絡)

電話番号

メールアドレス

入札者

住所

企業名称

氏名

印

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長

殿

※ 1. 入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。

※ 2. 電子くじ番号は、電子くじを実施する場合に必要となるので、000～999の任意の 3 桁の数字を記載する。

※押印を省略する場合は以下記入

本件責任者

（部署名・氏名）

（電話番号）

担当者

（部署名・氏名）

（電話番号）

(様式2)

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長

殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和8年11月〇日付けで入札公告がありました。北海道開発局インターネット回線接続(令和9年度～令和13年度)(単価契約)に係る競争に参加する資格確認について、下記の書類を添えて申請します。

なお、当該契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者及び会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書4(1)アに定める令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一)「役務の提供等」において「A又はB」の等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であることを証明する書類(資格審査結果通知書の写し)
- 2 入札説明書4(1)イに定める資格を有することを証明する書類(登録証の写し等)。

※紙入札方式で押印を省略する場合は以下記入(電子入札方式の場合は記入不要)

本件責任者

(部署名・氏名)

(電話番号)

担当者

(部署名・氏名)

(電話番号)

(様式3) ※紙入札で参加する場合及び電子入札で参加し紙契約を希望する場合のみ提出のこと

紙 契 約 方 式 手 続 願

1. 発注件名

北海道開発局インターネット回線接続（令和9年度～令和13年度）（単価契約）

上記の案件について落札者となった場合、電子調達システムを利用しての契約ができないため紙契約方式での手続をいたします。

令和 年 月 日

入札者

住所

企業名称

氏名

印

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長

殿

※入札者住所、企業名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその者が記載、押印する。

※押印を省略する場合は以下記入

本件責任者

(部署名・氏名)

(電話番号)

担当者

(部署名・氏名)

(電話番号)

別紙ー 3. 総合評価落札方式 評価項目、評価点、評価基準一覧

〔調達案件名〕：北海道開発局のインターネット回線接続(令和9年度～令和13年度)(単価契約)

	大項目 (区分)	中項目 (評価項目)	評価点	評価基準 (技術的要件)	提出資料の内容	備考
必須項目	1. 入札価格	①入札価格				
		②基礎点	100	仕様書第7条で示す要件すべて満足すること	左記要件を満たしていることを証明する資料	
必須項目以外の項目	2. 機能に関する項目	①通信機能	5	インターネットバックボーン接続点の箇所数が多ければ冗長性が高く通信の安定性が確保されることから評価する。 ・評価点数＝提出データ／最多値×配点(2箇所以下:0点)	インターネットバックボーン接続点の箇所数を示す資料	
		③設置条件	5	災害時にもセキュリティを確保するため、セキュリティオペレーションセンター(SOC)設置箇所の非常用電源設備の燃料供給状況の評価する ①非常用発電設備への燃料供給について、24時間365日の供給体制があり、かつ 無給油で72時間以上の電源供給が可能であること。 ②非常用発電設備への燃料供給について、24時間365日の供給体制がある、または 無給油で72時間以上の電源供給が可能であること。 ③上記①、②非該当 (①5点、②3点、③0点)	非常用発電設備の燃料状況を示す資料(別添1)	
	4. 応札者の信頼性	①品質管理	5	提供するサービス品質を一定水準以上で提供できることが担保されるため、ISO9001認証取得の有無を品質管理の優位性として評価する。 (取得あり:5点、取得なし:0点)	認証取得を示す資料	
		②ITマネジメント	5	サービス提供者の運営・管理サポート体制が証明されることで、より効率的、効果的なITサービスが担保されるため、ITSMS認証取得の有無を品質管理の優位性として評価する。 (取得あり:5点、取得なし:0点)		
		③セキュリティ	5	保護すべき情報資産の機密性、完全性、可用性がバランス良く維持・改善されることが担保されるため、ISMS認証の有無をセキュリティの優位性として評価する。 (取得あり:5点、取得なし:0点)		
	5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標	①認定 ※複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点をを行う。	5	女性活躍推進法に基づく認定等、次世代法に基づく認定等、若者雇用促進法に基づく認定 (1) 女性活躍推進法第9条及び第12条の認定を受けた企業(プラチナえるぼし・えるぼし認定企業) ①プラチナえるぼし ②3段階目(※1) ③2段階目(※1) ④1段階目(※1) ※1 「労働時間等の働き方」の基準を満たしていること。 (2)女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業 (5)行動計画(※2) ※2 常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。 (3)次世代育成支援対策推進法第13条及び第15条の2の認定等を受けた企業(プラチナくるみん、くるみん、トライくるみん認定企業) ⑥プラチナくるみん ⑦くるみん(令和7年4月1日以後の基準) ⑧くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ⑨トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準) ⑩くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ⑪トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) ⑫くるみん(平成29年3月31日までの基準)	認定通知書の写し等	

			(4)次世代法第12条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業 ⑬行動計画(令和7年4月1日以後の基準)(※3、※4) ※3 常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。 ※4 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの (5)若者雇用促進法第15条の認定を受けた企業(ユースエール認定企業) ⑭ユースエール認定 ⑮上記①～⑭非該当 (①5点、②4点、③3点、④2点、⑤1点、⑥5点、⑦4点、⑧3点、⑨3点、⑩3点、⑪3点、⑫2点、⑬1点、⑭4点、⑮0点)		
6. 賃上げの実施に関する評価	①賃上げの実施を表明した中小企業等	2	令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年(暦年)において、対前年度または前年比で給与総額を2.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること (表明あり:2点、表明なし:0点)	従業員への賃金引上げ計画の表明書	
	②賃上げ基準に達していない企業等	-3	過去の事業年度(又は暦年)において賃上げ実施を表明し加点措置を受けたが、賃上げ基準に達していない又は本制度の趣旨を逸脱したとして、別途契約担当官等から通知された減点措置の期間内に入札に参加した場合。		
7. 国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績に関する評価	①賃上げを実施した中小企業等	1	当初の調達2年度目から最終事業年度等の前々事業年度等までの期間において、対前年度または前年比で給与総額を2.5%以上増加させ、かつ、同期間において賃金の引下げを行っていないこと (賃上げあり:1点、賃上げなし:0点)	国庫債務負担行為による複数年契約に係る賃上げ実績加点整理表	
8. 公的個人認証及び電子入札の推進に関する評価	①公的個人認証サービスの利活用を推進している事業者等	4	①電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(以下、「公的個人認証法」という。)第17条第1項第4号、第5号若しくは第6号の規定に該当する事業者であって、同条第4項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した事業者又は同法律施行規則第29条第1項に規定する総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者 ②官民データ活用推進基本法第10条第2項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であって、公的個人認証法第3条第1項に定める署名用電子証明書又は第22条に定める利用者証明用電子証明書を用いて入札に参加する事業者 ③上記①及び②のいずれも該当する事業者 ④上記①～③非該当 (①1点、②3点、③4点、④0点)	認定書及び協定書の写し、公的個人認証サービスを用いた入札参加申込書等	

総合評価提出資料の様式

件名	北海道開発局のインターネット回線接続(令和9年度～令和13年度)(単価契約)
大項目	3. 環境条件に関する項目
中項目	①設置条件

①設置条件	
1) 非常用発電設備への燃料供給について、24時間365日の供給体制の有無	有 ・ 無
2) 無給油で72時間以上の電源供給が可能なこと ・【可】の場合、下記の数値を記載すること。	可 ・ 不可
$\frac{\text{時間}}{\text{連続運転時間}} = \frac{\text{ℓ}}{\text{燃料槽容量}} \div \frac{\text{ℓ/時間}}{\text{燃料消費量}}$	

※ 1)が【有】の場合は、燃料の供給体制を証明する資料を添付すること。なお、24時間365日の供給体制記載部分以外で開示できない情報については、マスキング等をして良い。

※ 2)が”可”の場合は、その旨を証明する資料(非常用発電機の燃料消費量、燃料槽容量がわかるもの)を添付すること。

※ 証明できない場合は評価しない。

※ フォントサイズは10.5ポイント以上とする。

別紙-4

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費 (単位:円)					
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
請負費等	役務	101,007,940	94,182,000	94,182,000	94,182,000
	機器・回線等料				
	その他				
計(a)		101,007,940	94,182,000	94,182,000	94,182,000
支払金額は、一般競争入札の落札額である。					

2 従来の実施に要した人員
・初期作業の主任技術者1名を配置し作業員は10名が札幌(北海道開発局 札幌第1合同庁舎)に来庁 ・初期作業の主任技術者1名を配置し作業員は10名が旭川(旭川開発建設部 旭川地方合同庁舎)に来庁 ・運用中の対応者は責任者1名、その配下に3名が従事(インターネット回線の監視は、4名が受注者の自社設備で運用管理。)

3 従来の実施に要した施設及び設備
北海道開発局 【施設】 施設名称:北海道開発局 札幌第1合同庁舎および旭川開発建設部 旭川地方合同庁舎 使用場所:北海道開発局 札幌第1合同庁舎情報機器室および旭川開発建設部 旭川地方合同庁舎行政情報機器室 【設備】 北海道開発局貸与 設置場所としてラック2台(北海道開発局および旭川開発建設部に各1台) 商用電源(北海道開発局および旭川開発建設部) 請負者所有 ネットワーク装置(北海道開発局および旭川開発建設部にONUおよびルータ、L2SWを1セット) ログ分析装置(北海道開発局にログ分析装置を1セット) 設備運用状況 インターネット回線の監視は、4名が受注者の自社設備で運用管理。 応札参加手続きを経た者は求めにより、過去1年の通信トラフィックについて、発注者の端末において閲覧可能である。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
回線の故障から復旧まで30分を超えた回数	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回
DNSサーバの稼働率が100%を下回った回数	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回
セキュリティ運用サービスの99.9%を下回った回数	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回	0回

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)

- ・インターネット回線接続業務の業務フローは特に定めておらず、メールによる連絡や請負者の専用フォームを用いたチケット方式で実施している。
- ・インターネット回線は、24時間365日運用管理。

令和9年度

北海道開発局のインターネット回線接続
(令和9年度～令和13年度)(単価契約)
仕様書

北海道開発局

第1条 適用

本仕様書は、北海道開発局（以下、「発注者」という。）が各種情報の提供及び取得のため利用する「北海道開発局のインターネット回線接続（令和9年度～令和13年度）（単価契約）」（以下、「本役務」という。）に適用する。

第2条 目的

本役務は、北海道開発局が業務遂行上必要となる情報の提供及び収集、並びに各種サービスの利用を可能とするため、Web アプリケーションファイアウォール（WAF）サービスやセキュリティ運用サービスなどを含むインターネット回線等の利用契約を行うものである。

第3条 接続場所

- 1 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎（北海道開発局、以下「本局」という。）
- 2 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川地方合同庁舎（北海道開発局 旭川開発建設部以下「旭川開発建設部」という。）

第4条 接続期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの60ヶ月間とする。

第5条 費用の内訳

1 月額費用

内訳は以下のとおりとする。

- (1) インターネット回線利用料
(インターネットプロバイダ利用料、回線終端装置及びルータ等の利用料を含む。)
- (2) DNS サービス利用料
- (3) DNS 付加サービス（LB、Failover）利用料
- (4) メールセキュアサービス利用料
- (5) Web アプリケーションファイアウォールサービス利用料
- (6) セキュリティ運用サービス利用料
- (7) その他、保守に要する費用

2 初期作業費用

初期作業費用はインターネット回線利用のための準備費用として内訳は以下のとおりとする。なお、初期作業費用が発生しない部分については入札書等の金額に計上しないこと。

- (1) インターネット回線、回線終端装置及びルータ等の設置工事・試験調整費用
- (2) DNS サービス初期設定費用
- (3) DNS 付加サービス（LB、Failover）初期設定費用

- (4) メールセキュアサービス初期設定費用
- (5) Web アプリケーションファイアウォールサービス初期設定費用
- (6) セキュリティ運用サービス初期設定費用
- (7) その他、初期設定に必要なとなる費用

第6条 初期作業

初期作業期間中は受注者の代理人として主任技術者を定め、主任技術者の指揮監督により本局及び旭川開発建設部でインターネット回線や各種サービス利用に必要な以下の準備作業を、接続期間開始前までに完了させること。作業手順及び内容については事前に監督職員と打合せを行い、承諾を得ること。

1 インターネット回線引込作業

インターネット回線引込作業は、本契約の受注者もしくは受注者が指名する主任技術者の指揮監督により行うこと。

受注者は、道路占用などを含め必要な手続きと配線作業一切を行い、配線に必要な各種材料は、受注者が用意すること。

2 回線終端装置及びルータ等設置、配線、接続作業

受注者は回線終端装置、ルータ等を発注者が指定するラック内に設置し、ラック内及び機器室内での関連装置との接続作業一切を行うこと。

3 インターネット回線ルータ等のネットワーク設計及び設定

受注者は、本局と旭川開発建設部でインターネット回線が利用可能となるようネットワーク設計を行うこと。ネットワークは論理的に行政系と防災系の2系統を用意し、発注者との物理的な接続ポートを2系統分用意し接続すること。

4 インターネット回線通信試験

受注者は、本局と旭川開発建設部のインターネット回線がそれぞれ 1Gbps の伝送能力とバックボーンへのパケット往復に要する遅延時間(RTT)が、月平均 50ms 以下となるよう規格値を満たしていることを確認すること。

5 DNS サービス初期設定作業

受注者は、発注者が利用可能な DNS サービスを提供し、'hkd.mlit.go.jp.' 及び 'hdb.hkd.mlit.go.jp.' の2ゾーンを用意すると共に必要な手続き等一切を行うこと。

DNS サービスは DNSSEC に対応すること。

6 DNS 付加サービス(LB、Failover)初期設定作業

受注者は下記 FQDN に対して、LB 及び Failover 機能を提供すること。

7 メールセキュアサービス初期設定作業

受注者は SMTP サーバを用意し、発注者のメール送信を中継可能とすること。

DNS サービスと組み合わせて DMARC 認証に対応すること。

8 Web アプリケーションファイアウォールサービス初期設定作業

受注者は発注者の Web システムを常時監視し、攻撃を検出、防御するよう Web アプリケーションファイアウォールを構築し、発注者に提供すること。チューニングが必要な場合はその期間を定めて発注者に通知すること。

9 セキュリティ運用サービス初期設定作業

受注者は発注者の FW 等のログを常時監視し、インシデントを検出した場合に発注者に連絡する仕組みを構築し、提供すること。チューニングが必要な場合はその期間を定めて発注者に通知すること。

10 引継ぎ事項

本役務においては、引継ぎ事項は発生しない。上記5から7の DNS 設定に必要な既設情報については、発注者から受注者に提供するものとし、また、受注者において他の設定情報等が必要となる場合には、発注者と協議の上対応するものとする。

なお、受注者は DNS 設定に必要な情報について引継ぎを行う必要はなく、引継ぎに要する費用は発生しない。

11 その他、初期設定に必要な作業

受注者は発注者に作業計画書等の必要なドキュメントを初期作業着手までに提出し、発注者の施設確認や法令に基づく申請処理一切を行うこと。

第7条 回線及びサービスの技術要件

1 インターネット回線

(1) 回線

- ・ インターネット回線は、24 時間 365 日利用可能であること。
- ・ 接続回線は、発注者のネットワークと ISP のアクセスポイントとの間を、専用回線を用い本局及び旭川開発建設部に各1回線用意すること。なお、本局と旭川開発建設部では異なる回線事業者の専用回線を用いること。
- ・ インターネット接続点までは他の利用者とインターネット接続を共用したり回線事業者の中継局以外を経由してインターネットと接続をしないこと。
- ・ 発注者との接続は 1000BASE-T イーサネットとし、上り・下りともに 1Gbps の通信帯域を確保し、同時に送受信可能な回線とすること。なお、当該回線は発注者が占有するものとし、他の利用者との収束は行わないこと。
- ・ バックボーンにおけるパケット往復に要する遅延時間を、月平均 50ms 以下とすること。

(2) グローバル IP アドレス

- ・ グローバル IP アドレスは、本局及び旭川開発建設部の各回線に行政系 16 アドレス以上と防災系 64 アドレス以上を確保し、IP アドレス取得に関する JPNIC への申請手続きを行うこと。現在当局に割り当てされている既存 IP アドレスが変更になることが判明した場合は、あらかじめ発注者へ報告し、既存の IP アドレス変更に伴う登録作業は受注者

が実施すること。

- ・ 契約期間中に IPv6 への対応が必要となった場合は、監督職員の指示に従い対応することとし、利用形態は発注者のネットワーク構成に合わせて、以下の選択が可能であること。

（ア）IPv4/IPv6 デュアルスタック接続（IPv4、IPv6 併用）

（イ）IPv6 ネイティブ接続（IPv6 のみ）

(3) 回線終端装置

- ・ 回線終端装置はレンタル形式で本局及び旭川開発建設部に提供すること。
- ・ 使用する電源は発注者が用意する AC100V を利用することとし、既設ラック内に設置すること。

(4) インターネット接続用ルータ

- ・ インターネット接続用ルータをレンタル形式で本局及び旭川開発建設部に提供すること。
- ・ 使用する電源は発注者が用意する AC100V を利用することとし、既設ラック内に設置すること。
- ・ インターネット接続用ルータは BGP や OSPF 等のダイナミックルーティング機能に対応可能なものであること。
- ・ インターネット接続用ルータは「上記(2)」の行政系、防災系を接続する物理ポートを持つこと。なお、ルータにポートが不足する場合は L2SW を追加して良いものとする。
- ・ 「行政系のみ」、「防災系のみ」及び「行政系と防災系の合計」それぞれで 1,000Mbps 以上のスループットを持つこと。
- ・ 導入後、発注者のネットワーク構成変更により、インターネット接続用ルータの設定変更を行う必要が生じた場合は、受注者において対応ができること。

(5) 運用

- ・ インターネット回線利用状況のトラフィックグラフを Web ブラウザで確認可能なこと。また、任意期間のトラフィックデータを数値化した CSV ファイルが出力可能なこと。

2 DNS サービス

(1) 要件

- ・ 受注者が管理するサーバにおいて、その機能を提供すること。
- ・ DNS レコードのキャッシュ時間(TTL)は 10 分程度に設定できること。

(2) 仕様

- ・ 専用の管理画面を用意し、受注者の端末から Web ブラウザにより DNS 情報の設定変更が行えること。
- ・ 専用の管理画面は、HTTPS による暗号化通信を行うこと。
- ・ 発注者が指定するドメインを登録し、運用可能であること。なお、サービス導入時にける初期設定は、受注者が実施すること。

- ・ドメインについては、下記のドメイン及び受注者が割り当てたグローバル IP アドレスの逆引きを運用対象とする。

(ア) hkd.mlit.go.jp (行政系)

(イ) hdb.hkd.mlit.go.jp (防災系)

- ・現在のところ、登録している FQDN は、行政系 2 と防災系 16 である。
- ・DNS サービスは、DNSSEC に対応すること。

3 DNS 付加サービス

(1) 要件

- ・受注者が管理するサーバにおいて、その機能を提供すること。
- ・対象ドメインにおいて、当局サーバの死活監視を含めて LB (負荷分散) 機能や Failover (自動切替) 機能を提供すること。

(2) 仕様

- ・発注者が指定する以下の FQDN を登録し、運用可能であること。
 - (ア) www.hkd.mlit.go.jp (行政系)
 - (イ) info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp (防災系)
 - (ウ) michipat.hdb.hkd.mlit.go.jp (防災系)
 - (エ) info-dam.hdb.hkd.mlit.go.jp (防災系)
- ・必要に応じて FQDN の追加登録ができるようにすること。
なお、追加登録する場合は事前に発注者から協議する。
- ・導入時における初期設定において、本局の Web サーバ (1 個の IP アドレス) へのアクセスに障害が発生した際に旭川開発建設部の Web サーバ (1 個の IP アドレス) に自動的に切り替えが行われるように設定すること。なお、サービス導入時における初期設定は、受注者が実施すること。
- ・専用の管理画面を用意し、Web ブラウザから操作履歴や稼働状況及び設定変更が行えること。
- ・死活監視により障害を検出し、切り替えが発生した際には発注者に対して電子メールによる通知を行うこと。
- ・協議により費用変更が生じる場合は設計変更の対象とする。

4 メールセキュアサービス

(1) 要件

- ・発注者が指定する 80 個のアカウントを登録し運用できること。
- ・迷惑メールフィルタ機能を提供すること。
- ・メールに含まれるウイルスのチェック機能を提供すること。
- ・ホワイトリスト登録機能、ブラックリスト登録機能を提供すること。
- ・送信ドメイン認証機能に対応していること。

(2) 仕様

- ・ 導入時におけるアカウントの初期設定は受注者が行うこと。また、アカウントは必要に応じて変更や追加登録ができること。追加登録を実施するにあたり費用変動がある場合は別途協議とする。
- ・ 迷惑メールフィルタ機能により、受信する電子メールを判別すること。判別基準については受注者により迷惑メール送信元リスト等を日々更新し、常に最新の状態を保ち、効果的に機能を発揮させること。
- ・ ウイルスチェック機能により、送信メール及び受信メールのウイルスチェックを実施、メールに含まれるウイルスを検知、駆除できること。ウイルスパターンファイルは常時最新の状態に保つこと。
- ・ ホワイトリスト、ブラックリストは 500 件以上登録可能であること。導入時における初期設定は受注者が行うこと。
- ・ 導入時における送信ドメイン認証機能の初期設定は DNS 設定も含め受注者が行うこと。

5 Web アプリケーションファイアウォールサービス

(1) 要件

- ・ 発注者が指定する FQDN で運用ができること。
- ・ サービス利用帯域は、行政系 100Mbps、防災系 200Mbps 以上の帯域を確保すること。
- ・ 以下の Web アプリケーションに対する攻撃を常時検出し、防御すること。
 - (ア) SQL インジェクション
 - (イ) OS コマンドインジェクション
 - (ウ) ディレクトリトラバーサル
 - (エ) クロスサイトスクリプティング
 - (オ) 総当たりによる不正ログイン
 - (カ) ドライブバイダウンロード攻撃等のマルウェア対策
 - (キ) DoS 攻撃
- ・ 防御ログの取得が可能であること。
- ・ IP ベースのブラックリスト登録が可能であること。
- ・ IP ベースで WAF を迂回するホワイトリスト登録が可能であること。
- ・ SSL 通信に対応し、必要な証明書の発行及び運用管理と併せて契約期間中途切れなくサービスの提供が可能であること。
- ・ 発注者のサーバ異常を検出し、通知可能であること。

(2) 仕様

- ・ FQDN は行政系 2 個、防災系 16 個を登録できること。初期登録は受注者が行うこと。また、必要に応じて追加登録できること。追加登録にあたり費用変動がある場合は別途協議とする。
- ・ サービス利用帯域は必要に応じて月単位で増強できること。増強にあたり費用変動

がある場合は別途協議とする。

- ・ Web アプリケーションに対する攻撃を日々分析し、最新の攻撃しきい値やシグニチャを提供すること。
- ・ 防御ログは3ヶ月以上保存され、後日のダウンロードが可能であること。
- ・ ブラックリストは発注者の操作により登録が可能で、CIDR 形式等レンジでの設定が可能であること。登録件数は 1,000 件以上であること。
- ・ WAF を迂回するホワイトリストはペネトレーションテストなど発注者の操作により登録が可能で、CIDR 形式等レンジでの設定が可能であること。登録件数は 10 件以上であること。
- ・ WAF が取り扱う SSL 通信については下記 FQDN にて SSL 通信を可能とし、受注者により初期設定まで行うこと。また、SSL 通信をする FQDN は必要に応じて変更や追加登録ができること。なお、追加登録を実施するにあたり費用変動がある場合は別途協議とする。
 - (ア) hkd.mlit.go.jp(行政系)
 - (イ) koukan-jv.hkd.mlit.go.jp(行政系)
 - (ウ) info-road.hdb.hkd.mlit.go.jp(防災系)
 - (エ) d-time.hdb.hkd.mlit.go.jp(防災系)
- ・ WAF での SSL 再暗号化は、対グローバルでは必ず実施する必要があるが当局サーバ向けについては、平文での通信を選択可能であること。WAF へのサーバ証明書適用は受注者が行うこと。
- ・ WAF から当局のサーバを監視して、異常が発生した場合は速やかに電話又はメールで発注者に通知すること。

6 セキュリティ運用サービス

(1) 要件

- ・ 24 時間 365 日、常時複数名によるログ分析を実施すること。
- ・ 分析対象は、ファイアウォール 2 台(ログ量:ピーク時 約 100 行/秒)とする。
- ・ 分析は日本国内の拠点で行い、再委託はしないこと。
- ・ 発注者の装置から LEEF 形式のログを受け付ける仕組みを受注者により構築すること。
- ・ ログは直接拠点に転送せず、容易に復元できないよう加工してから転送すること。なお、拠点へのログ転送は発注者の通信とするので、上記「インターネット回線」に記載の「他の利用者」には該当しないものとして良い。

(2) 仕様

- ・ セキュリティ監視に係る作業は、受注者が運営するセキュリティオペレーションセンター(SOC)を利用すること。
- ・ 受注者において常に最新の脅威情報(ネットワーク攻撃情報、マルウェア情報、脆弱

性情報、標的型メール、スパムメール、なりすまし情報等)を世界各地から収集する仕組み及び体制を有していること。

- ・ 当局サーバへの侵入・内部活動が行われ、緊急対応が必要なセキュリティインシデントを検出した場合、確認されてから 15 分以内に電話又はメールにて発注者が指定した連絡先に日本語で報告すること。
- ・ 1ヶ月間のセキュリティインシデントのサマリーを記載した月次レポートを作成し、月次業務報告書として提出すること。6ヶ月毎に対面による報告を実施すること。
- ・ 検出されたセキュリティインシデント及びログの詳細確認用の管理ポータルサイトを用意すること。管理ポータルサイトは日本語による表示が可能であること。
- ・ 以下の分析が可能であること。
 - (ア) 特定の IP アドレス、TCP/UDP ポート、マルウェア検出名による複数のログを跨った相関分析ができること。
 - (イ) 最新の脅威情報(危険度の高いIP アドレス、ドメイン、URL およびマルウェア情報を含む)をログと照合し、インシデントを検出できること。
 - (ウ) 偵察活動や脆弱性スキャンなどの攻撃の予兆となる行為についても検出できること。
 - (エ) インシデントは、全て分析担当者(アナリスト)が確認し、影響範囲、緊急度、誤検知の可能性などを総合的に判断し、重大度の分類を行うこと。また、特定のセキュリティ機器のアラートだけではなく、各監視機器での当該通信についても分析し、影響や緊急度の根拠を示せること。

第8条 保守及び製品保証

1 保守

接続期間内に障害が発生した場合は、以下のとおり修理等を行うこと。なお、本局及び旭川開発建設部において作業を行う場合は、作業手順等について事前に監督職員へ確認すること。

- (1) 回線、各種サービス及び受注者が本局及び旭川開発建設部に設置する機器は、24 時間 365 日体制で監視するものとし、障害受付、復旧作業についても 24 時間 365 日体制で対応すること。
- (2) 障害発生時には速やかに復旧作業を行い、正常な状態に修復すること。
- (3) 障害発生時の作業を行った場合は、その都度、回線および機器の状況または障害の原因、作業内容等を記載した報告書を作成し、監督職員に提出すること。
- (4) 切り替え作業等により回線及び各種サービスを停止しなければならない場合は、事前に監督職員の承諾を得た上で作業を行うこと。
- (5) セキュリティ運用サービスについては、年間を通じて 99.9%以上の稼働率であること。
- (6) インターネット回線については、1回の故障について、発生から 30 分以内に復旧させ

ること。

(7) DNS サービスについては、DNS リゾルバ(キャッシュ DNS)からリクエストを受け付ける
DNS サーバ稼働率は 100%であること。

(8) 上記(6)(7)については努力目標とするので、遵守するように努めること。

2 製品保証

SLAについては別紙-1に示す基準を満たすものとし、受注者が本局及び旭川開発建設
部内に設置する機器及び配線は、以下の場合を除き、故障や断線等の障害に対する保
守を行うこと。

(1) 地震等の天災の場合

(2) 発注者が機器を転倒させる等、明らかに発注者の過失がある場合

(3) 他の機器に起因する火災等の場合

第9条 提出書類

提出書類は、次の各号によるものとし、書面又は電子媒体で提出すること。

1 作業計画書

初期作業着手前までに作業計画書を作成し、監督職員へ提出すること。また、作業計
画書には、以下の事項について記載すること。

(1) 本件概要

(2) インターネット回線構成図(バックボーン構成、当局とISP-APとの接続詳細)

(3) 回線終端装置及びルータの仕様

(4) 回線終端装置及びルータに関する配線図、ラック搭載図

(5) 初期作業内容、手順及び工程

(6) 各種サービス初期設定情報

(7) 主任技術者

(8) 保守体制

(9) 情報セキュリティ確保に関する体制

2 取扱説明書等

下記について、運用開始前までに監督職員向けの説明会を実施すること。

(1) インターネット回線利用状況トラフィックデータの取得方法

(2) 回線終端装置及びルータの取扱説明書

(3) DNS サービス、DNS 付加サービス、メールセキュアサービス、Web アプリケーションファ
イアウォールサービス及びセキュリティ運用サービスの利用取得方法

3 打合せ簿

本件履行の過程で監督職員と打合せした事項については、打合せ簿を作成し、監督職
員に提出するものとする。なお、様式は任意とする。

4 作業報告書

初期作業終了時と障害発生時に保守作業を行った場合は、その都度、機器の状況または障害の原因、作業内容等を記載した報告書を作成し、書面又は電子媒体で監督職員に提出すること。

5 その他

- (1) 毎月のトラフィック量について、毎月の平均、最大トラフィック量、故障発生時間(回線停止時間)等を発注者に速やかに報告することとし、報告期限及び報告様式は、協議により決定する。なお、Webで確認可能な場合は、これをもって報告とし、確認手順を監督職員に提出すること。
- (2) 毎月の迷惑メール量について、発注者に速やかに報告することとし、報告期限及び報告様式は、協議により決定する。なお、Webで確認可能な場合は、これをもって報告とし、確認手順を監督職員に提出すること。
- (3) その他、監督職員から指示があった場合は、指示及び指示された期限に基づき資料を提出すること。

第 10 条 守秘義務等

取り扱う情報の機密保持

受注者は、本件履行の過程で知り得た発注者の秘密を第三者に漏洩し、他の目的に使用してはならない。また、取り扱うデータ等については、善良なる管理者の注意をもって取り扱い、不要となった情報は復元不能な状態に破棄しなければならない。なお、本項の規定は、契約終了後も有効に存続する。

第 11 条 情報セキュリティに関する事項

1 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受注者は、本件の実施において情報セキュリティを確保するための体制を整備し、以下の内容を監督職員に報告すること。

- (1) 情報セキュリティの確保に関する責任者
- (2) 発注者から提供された情報又は委託元の情報システムを取り扱う者
- (3) 緊急時の連絡体制

2 情報セキュリティが侵害された場合の対処

受注者は、本件の遂行において情報セキュリティ対策が侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに監督職員に報告し、その指示に従わなければならない。なお、本件報告の対象には、以下の事象を含む。

- (1) 受注者に提供し、又は受注者によるアクセスを認める発注者の情報の外部への漏洩及び目的外利用
- (2) 受注者の者による発注者の目的外の情報へのアクセス
- (3) 外部の者による不正アクセス、不正プログラム感染等を起因とする情報漏洩サービス

停止又は情報の改ざん

3 情報セキュリティ対策の履行状況の確認

発注者は、本件の遂行における情報セキュリティ対策の履行状況を確認するため、受注者に対して報告を求める場合がある。

4 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処

本件の遂行において、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を発注者が認める場合には、受注者の責任者は、発注者の求めに応じセキュリティ監査を受け入れること。

5 情報セキュリティ要件

本件の遂行において、求めるセキュリティ要件は以下のとおりとする。

- (1) 受注者に提供する情報の目的外利用は禁止とする
- (2) 情報の受渡し方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱手順を初回打合せで提示し、発注者の合意を得ること
- (3) 受注者に提供し不要となった全ての情報は復元できないように抹消すること
- (4) 情報セキュリティ対策の遵守方法、情報セキュリティ管理体制等に関する確認書等を初回打合せにて提出すること
- (5) 本件の実施にあたり、受注者若しくはその従業員、再委託先又はその他の者によって、国の行政機関等の情報を意図せざる変更が加えられないための管理体制を構築すること
- (6) 本件の実施にあたり、情報を取り扱う要員への周知と統制の体制を構築すること
- (7) 受注者及び再委託先の資本関係・役員等の情報、本件の実施場所、本件に係る従事者の所属・専門性(情報セキュリティに係る資格・研修実績等)・実績及び国籍に関する情報を発注者に提供すること
- (8) 受注者の従事者等が発注者の情報へアクセスする際は、主体の識別とアクセスの制御がされていること
- (9) 発注者からの求めにより、受注者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制を提示できること
- (10) 発注者からの求めにより、受注者における情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法を提示できること
- (11) 発注者からの求めにより、受注者におけるセキュリティ対策の検証・評価・見直しの実施内容を提示できること
- (12) 発注者からの求めにより、受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法を提示できること
- (13) 発注者からの求めにより、受注者における情報セキュリティインシデントへの対処方法、能力を提示できること
- (14) 発注者からの求めにより、本件の実施に伴うリスク対策を目的としたログの取得・監視

や機器の物理的保護の状況、資産管理状況、システムの完全性を提示できること

第 12 条 再委託について

契約書第5条第1項に規定する「主たる部分」とは以下に示すものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

- 1 業務履行にあたり総合的な企画の管理、手法の決定、技術的判断、安全管理等及び協議
- 2 第 7 条 5 の通知
- 3 第 7 条 6 の全部
- 4 第 9 条の提出物の検査及び確認

第 13 条 その他

- 1 本仕様書に記載のない事項で疑義が生じた場合は、監督職員と協議を行うこと。
- 2 回線及び各種サービスを利用するにあたり、発注者が管理する各種機器の設定変更等が必要となる場合は、その情報を提供すること。
- 3 受注者は、電気通信事業法に定められた下記の電気通信事業者の資格を有していること。
 - (1) 平成 16 年4月1日以降の電気通信事業法に定められている下記の届出または登録を行っていて、それを書面で証明できるものとする。

- ・ 届出電気通信事業者

- (ア) 電気通信回線設備を設置する事業者のうち、以下 2 要件を満たす事業者

- A) 端末系伝送路設備が一の市町村※の区域に留まること

- B) 中継系伝送路設備が一の都道府県の区域に留まること

- ※特別区、政令指定都市にあつては「区」とする。

- (イ) 電気通信回線設備を設置しない事業者

- ・ 登録電気通信事業者

- 上記のアの要件を超える電気通信回線設備を設置して電気通信事業を営む事業者

- 4 履行期間が終了したとき、又はこの契約が解除されたときは、発注者と協議のうえ速やかに撤去し現状回復しなければならない。

以上

別紙ー 1. SLA について

SLA については下記の基準を満たしているものとする。

なお、料金は回線帯域や SLA に応じて単価が設定され公開されており、誰でも参照可能なこと。

サービスレベル項目	条件	備考
インターネット回線のサービス稼働率	料金月単位で 99.9%以上	計画停止除く
ネットワーク遅延	料金月単位で 50ms 以下	
SLA を満たさない場合の補償の定義	あり	

※SLA の測定は受注者において行うものとし、測定方法は発注者と協議して行う。

補償の定義は以下の例の通りであり、具体的には監督員と協議して決める。

30 分超 60 分以内	基本料金の〇〇/〇〇
60 分超 12 時間以内	基本料金の〇〇/〇〇
12 時間超 24 時間以内	基本料金の〇〇/〇〇
24 時間超 3 日以内	基本料金の〇〇/〇〇
3 日超 7 日以内	基本料金の〇〇/〇〇
7 日超 14 日以内	基本料金の〇〇/〇〇
14 日超	基本料金の〇〇/〇〇